

令和7年度 湯沢市克雪住宅推進補助金

雪下ろし作業の負担軽減や安全確保などを目的とした

住宅屋根の雪対策改修工事

補助金を交付 します



補助金上限額を引き上げる
など、補助内容を一部見直
しました！

申請受付期間	令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金） ※ただし、予算額に達した場合は受付を終了します	
対象者	市内に住所を有する方または転入を予定をしている方で、自身が居住する住宅屋根の改修工事などを行うこと。 ※申請者および同居家族が市税を滞納している場合は申請できません。	
対象住宅	市内の一戸建て住宅（併用住宅は住居部分に限ります） ※借家、空き家、作業小屋、車庫、蔵、物置などは対象外。	
注意事項	・補助金交付決定前の工事着手はできません。 ・過去にこの補助金を受けた住宅は申請できません。	
対象工事	①克雪化改修工事	②雪下ろし安全対策工事
	屋根の勾配変更や設備の設置などにより 屋根の落雪化や融雪化を図る工事などで、 費用が 30万円以上 のもの	転落を防止するための装置、固定式はしごや雪止め金具の設置工事など ※従来の条件のうち「工事費用が10万円以上のもの」を廃止し、令和7年度から工事費用を問わないことにしました。
補助額	対象工事費の15%（上限25万円） <u>【高齢者世帯等※は上限30万円】</u>	対象工事費の2分の1（上限6万円） <u>【高齢者世帯等※は上限7万円】</u>
対象工事例	・屋根の勾配を10分の4以上とし、屋根の雪が自然に落下する構造にする工事 ・雪下ろし作業の負担軽減のため、屋根の勾配を10分の1以下にする工事 ・屋根に融雪設備を設置する工事 ・軒の補強工事 ・雪割り設置工事 ・住宅敷地内の防雪柵設置工事 など	・命綱を固定する金具の設置工事 ・固定式はしごの設置工事 ・雪止め金具の設置工事 ・転落防止柵の設置工事 など 

※高齢者世帯等…①高齢者世帯：世帯全員が満65歳以上の者のみの世帯（ひとり暮らしを含む）、または満65歳以上の高齢者と18歳以下の児童のみの世帯。

②障がい者世帯：世帯主が、身体障害者手帳の所持者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者である世帯。

③ひとり親世帯：世帯主が、母子及び父子など配偶者のない者で現に児童を扶養しているものまたは父母のいない児童を養育する者で、世帯主と18歳以下の児童のみの世帯（※児童扶養手当を受給していること） ◆詳しくは都市計画課建築班へお問い合わせください。

申請方法は裏面をご覧ください

補助金交付までの流れ

① 交付申請 (申請者→市)	所定の様式に必要な書類を添付し申請します。 注意：工事着手前に申請してください。
② 交付決定 (市→申請者)	申請内容を審査し、内容が適当と認められる場合は「補助金交付決定通知書」を郵送します。
③ 工事着手	注意：上記②の「補助金交付決定通知」を受けてから工事に着手してください。
④ 変更申請 (申請者→市)	工事内容に変更がある場合は、所定の様式に必要な事項を添付し変更交付申請をしてください。
⑤ 実績報告 (申請者→市)	工事完了後30日以内または令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに所定の様式に必要な書類を添付し実績を報告してください。
⑥ 交付額確定 (市→申請者)	補助金額確定通知書を郵送します。
⑦ 補助金請求 (申請者→市)	補助金交付請求書を市へ提出してください。
⑧ 補助金支払 (市→申請者)	補助金交付請求書を提出後、約3週間程で補助金の支払いとなります。



よくある質問 Q&A



Q:世帯主や住宅の所有者でなくても申請できますか？

A:同居家族（親子や配偶者等）の場合は申請者になることができます。

Q:屋根塗装や屋根板金の張り替えは補助対象ですか？

A:屋根改修と不可一体のものは補助対象になりますが、屋根塗装のみや屋根板金の張り替えのみを行う場合は補助対象になりません。また、維持・保全と認められる工事なども補助対象になりません。

Q:施工業者は湯沢市内の法人に限定されますか？

A:市内・市外は問いません。また、個人事業主の施工する工事も補助対象になります。

Q:敷地の融雪装置の設置工事は補助対象ですか？

A:補助対象になりません。

Q:雪害により破損した軒の補修工事は補助対象になりますか？

A:補助対象になりません。ただし、今後雪による軒折れが生じないように軒の補強をする工事は補助対象になります。

Q:防雪柵（防雪フェンス）の設置工事は補助対象ですか？

A:自宅屋根の雪が隣家や隣地および道路などに落下するのを防ぐため、自宅敷地内に防雪柵を設置する工事は補助対象になります。

Q:「克雪化改修工事」と「雪下ろし安全対策工事」の両方の補助金申請はできますか？

A:申請できます。ただし、同時に申請してください。

Q:住宅の新築工事、建替工事、増築工事は補助対象になりますか？

A:この補助事業は既存住宅屋根の克雪化改修が目的のため、新築工事等は補助対象になりません。

ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください！

申請様式は都市計画課で配布しています。

また、湯沢市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請・問い合わせ先】湯沢市建設部都市計画課建築班 電話0183-55-8158